

# ○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (202単位) (2) 1時間以上12時間未満 (302単位に30分を増すごとに+100単位) (3) 12時間以上24時間未満 (2,500単位に30分を増すごとに+98単位)	× 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合 +25 / 100 深夜の場合 +50 / 100	+ 15 / 100	1人1日当たり100単位を加算	1日につき48単位を加算
ロ 短期入所	1日につき (949単位)					
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき (1,000単位)					
初回加算 (1月につき200単位を加算)						
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(I) (1日につき600単位を加算)					
	(2) 医療連携体制加算(II) (1日につき300単位を加算)					
	(3) 医療連携体制加算(III) (1日につき500単位を加算)					
	(4) 医療連携体制加算(IV) (1日につき100単位を加算)					
	(5) 医療連携体制加算(V) (1日につき1,000単位を加算)					
	(6) 医療連携体制加算(VI) (1日につき500単位を加算)					
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(I) (1日につき500単位を加算)					
	(2) 医療連携体制加算(II) (1日につき250単位を加算)					
	(3) 医療連携体制加算(III) (1日につき500単位を加算)					
	(4) 医療連携体制加算(IV) (1日につき100単位を加算)					
送迎加算 ※短期入所のみ対象。	(片道につき186単位を加算)	注 同一敷地内の場合 × 70 / 100単位				
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1日につき670単位を加算)					
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1日につき300単位を加算)					
強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1日につき300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき + 所定単位 × 25 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位 × 18 / 1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき + 八の90 / 100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき + 八の80 / 100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位 × 3 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				